

(1) 協議事項
入院者訪問支援事業について

背景

- 令和4年6月：精神科病院に入院する患者への訪問相談の必要性について国において検討（「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告」→ 外部との面会交流が実質的に遮断される状況は（略）人権擁護の観点からも望ましくない）
- 令和4年12月：精神保健福祉法改正により「入院者訪問支援事業」が都道府県の任意事業となる
- 令和6年4月：法施行（法第35条の2（入院者訪問支援事業）、第35条の3（支援体制の整備））

1 事業目的

- 精神科病院においては、本人の意思によらず入院が必要な場合があり、なかでも、区市町村長の同意による医療保護入院者は家族等外部との面会交流が難しく、閉鎖的な環境となっている。
- 外部との面会交流が実質的に遮断される状況は、本人の意思によらず入院となる者への処遇として人権擁護の観点からも望ましくない。
- ▶ 患者本人の希望に応じ、生活一般の相談や本人の体験・気持ちの傾聴に加え、必要な情報提供を行う訪問支援員を派遣することで、医療機関外の者との面会交流機会を確保

2 事業概要

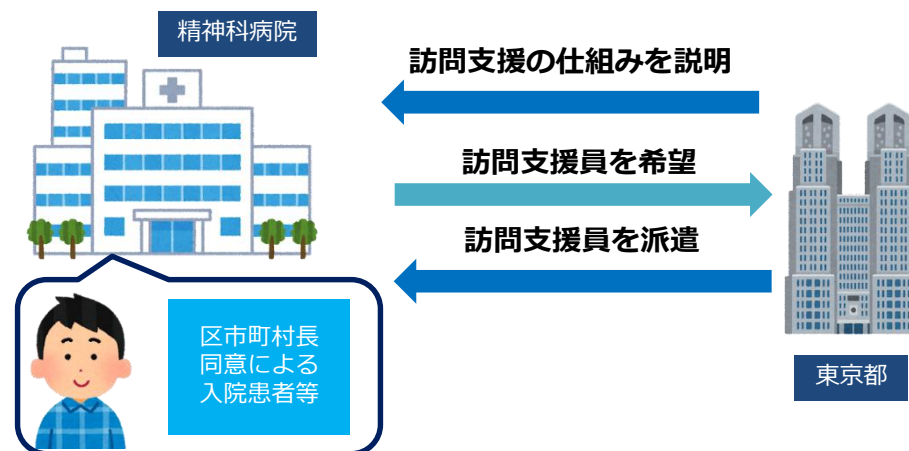
- 精神科病院を訪問し、入院者の生活に係る一般的な相談や必要な情報提供等を行う支援体制を構築

- 訪問支援対象者：都内精神科病院入院患者のうち、区市町村長同意による医療保護入院者等であって、支援を希望する者

- 実施方法：下記事業を実施（一部、国立精神・神経医療研究センターへ委託）

- ① 訪問支援員の養成研修
- ② 訪問支援員等の選任・派遣
- ③ 会議の開催

（推進会議（**地精審を活用**）の定期的な開催、実務者会議の開催）



1 訪問支援員の養成について

- 地域的な偏りなく支援員を養成する必要がある。
 - 精神保健福祉に関する一定の知識があることが望ましい。
 - 支援員養成初年度でもあり、募集段階で、一定程度、質が保たれる人材かつ入院患者や病院職員と良好な関係を築ける人材を研修受講対象者とするのが望ましい。
- **区市町村から受講対象者を推薦（募集定員60名）**
区市町村から2名程度（障害福祉サービス事業者、医療機関従事者、ピアカウンセラー等。精神障害者に対する相談経験があることを要件とする。）
- * 訪問支援員養成研修：年2回開催予定（8月7日、9月11日）

2 訪問支援について

- 訪問病院を徐々に拡大して実施予定。（病床数の多い病院から対象病院とし、徐々に拡大）
実施にあたっては、事前に都内精神科病院へ意向調査（懸念事項・プレ実施への参加意向等）を行う。
（第1段階(プレ実施)（10月頃～）：都立病院+α（意向調査による希望病院）
第2段階（11月頃～）：300床以上（25病院）、第3段階（1月頃～）67病院）
- 精神科病院への事業周知：第1,2段階病院は訪問等による説明を予定
第3段階病院は説明会（オンライン）開催予定（併せて、訪問支援開始に係る通知文送付）
- 区市町村への事業周知：説明会（オンライン）により事業説明（併せて、訪問支援開始に係る通知文送付）
- 患者への事業周知：区市町村長同意時に区市町村職員から説明、また、入院時に病院職員から説明

【推進会議】（＝東京都地方精神保健福祉審議会）

区分	氏名	役職
学識経験者	岩 本 操	武蔵野大学人間科学部人間科学科教授
	笠 井 清 登	東京大学大学院医学系研究科 臨床神経精神医学講座教授
	加 藤 進 昌	東京大学名誉教授
	繁 田 雅 弘	東京慈恵会医科大学精神医学講座教授
	山 加 朱 美	東京都議会議員
	田 口 治 美	東京家庭裁判所判事
医療関係者	芦 刈 伊 世 子	一般社団法人東京精神神経科診療所協会会長
	新 井 悟	公益社団法人東京都医師会理事
	佐 川 き よ み	公益社団法人東京都看護協会常務理事
	塚 本 一	一般社団法人東京精神科病院協会副会長
	平 川 淳 一	一般社団法人東京精神科病院協会会長
	平 川 博 之	公益社団法人東京都医師会副会長
社会復帰関係者	水 野 雅 文	東京都立松沢病院長
	植 松 和 光	東京都精神保健福祉家族会連合会副会長
	木 村 和 広	東京都精神保健福祉民間団体協議会副代表
	葛 巻 津 宜 夫	東京都精神障害者団体連合会事務局次長
	羽 藤 邦 利	特定非営利活動法人メンタルケア協議会理事長
区市町村代表	松 永 実 千 代	一般社団法人東京精神保健福祉士協会会長
	水 口 千 寿	中野区保健所長
	山 田 剛	武蔵野市健康福祉部長

【実務者会議】

区分	氏名	役職
関係団体	岩 下 寛	東京精神科病院協会 理事 桜ヶ丘記念病院 院長
精神科病院	丸 山 公 美	都立松沢病院患者・地域サポート センター 患者・家族支援グループ主任
	コレット 美貴	東京武蔵野病院 看護師長
地域援助 事業者	吉 澤 浩 一	特定非営利法人江戸川区相談支援 連絡協議会 理事 事務局長
	岡 部 正 文	社会福祉法人ソラティオ 理事長
運営事務局 (事業委託先)	藤 井 千 代	国立研究開発法人国立精神・神経 医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・ 法制度研究部 部長
東京都	菊 地 章 人	東京都福祉局障害者医療担当部長

【推進会議】 国要領「入院者訪問支援事業実施要領」に基づく設置事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体。実務者会議から報告を受けた事業の支援の実施状況について、報告内容を検討の上、事業全体の評価を行う。

【実務者会議】 国要領「入院者訪問支援事業実施要領」に基づく設置個別の支援のあり方や課題等について、事業の円滑な推進と更なる充実を図る。支援の実施状況を検討し、事業目的に即した支援が提供できているか協議の上、推進会議に報告を行う。



＊ 個別の支援のあり方や課題等を検討する会議として、年3回程度開催予定

【第1回開催について】

（開催日）令和6年6月28日（金曜日）

- （議 事）
- 1 事業全体について
 - 2 養成研修について
 - 3 訪問支援員の実務について
 - 4 今後の課題の共有

○事業の実施方法（訪問支援員養成研修、訪問支援の進め方）や年間スケジュールについて協議し、合意を得た。

○その他、訪問支援員の実務等について意見交換を行い、引き続き、検討していくこととした。

（主な意見）

（1）事業全体について

- ・訪問支援員は更新制にすべきか。事業実施状況等に応じて、今後、検討していく。支援員に対するフォローアップ体制も必要である。
- ・個人情報だけでなく、病院の中で見聞きしたことの守秘義務の取扱いについて検討する必要がある。
- ・相談受付日時について、事務局の対応日は週1程度か。時間は日勤帯が望ましい。

（2）養成研修について

- ・ピアカウンセラーや家族が支援員になるのは、受入病院としては不安なのではないか。
- ・ピアカウンセラーが支援員になる場合、一緒に行く人が決まっていないと不安を感じるかもしれない。
- ・応募者が60人を超えたら、追加で研修を実施することも検討が必要かもしれない。
- ・病院職員や区市町村の職員に対して制度理解のために研修を実施することも考えられる。

（3）訪問支援員の実務について

- ・訪問時間は最低30分は確保しながら、病院の個別事情を確認しながら対応したらどうか。
- ・1人あたりの訪問回数は最低3回か。
- ・同じ人が訪問するのか（以前から独自に訪問支援を実施している大阪はそこまでしていない）。
- ・2人のうち1人は以前に訪問した人をあてても良いのではないか。
- ・オンラインの活用もあるのではないか。

（4）今後の課題の共有

- ・面会制限等がかけられている患者までを訪問対象とするのか。（本事業は「精神科病院の管理者によって精神医学的判断に基づく処遇により通信・面会の制限がされている患者にまで、面会交流をさせようとするものではない」との厚生労働省の回答を得ている。）
- ・訪問支援員の保険の取扱い
- ・事業評価をどのようにしていくか。（病院からの意見（支援員を受け入れた効果等）を取り入れてはどうか）